

豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約（以下「工事請負契約等」という。）について、その適正な執行を確保するため、入札及び随意契約に参加する資格を有する業者（以下「登録業者」という。）の入札参加停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「入札参加停止」とは、登録業者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。

(入札参加停止)

第3条 市長は、登録業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより、当該登録業者について入札参加停止を行うものとする。

2 市長は、一般競争入札を実施しようとする場合に、登録業者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止の措置を受けたときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止に係る登録業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき登録業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の登録業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第5条 登録業者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期又は期間は、それぞれ別表各項に定める短期又は期間の2倍の期間とする。

(1) 入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 次に掲げる措置要件の区分に応じ、その入札参加停止の期間の満了後3か年を経過するまでの

間にそれぞれに定める措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

ア 別表第 7 項の措置要件 別表第 7 項の措置要件

イ 別表第 8 項又は第 9 項の措置要件 別表第 8 項又は第 9 項の措置要件

- 3 市長は、登録業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各項及び前 2 項の規定による入札参加停止の期間を短縮して定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。
- 4 市長は、登録業者について、極めて悪質な理由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第 1 項の規定による長期又は期間を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期又は期間の 2 倍まで延長することができる。
- 5 市長は、入札参加停止の期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、入札参加停止の期間中の登録業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該登録業者について入札参加停止を解除するものとする。
- 7 第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定による入札参加停止の期間は、36 か月を超えることができない。

（不正業者の報告）

第 6 条 関係課長等は、工事請負契約等に関し、第 3 条及び第 4 条に規定する登録業者（以下「不正業者」という。）を知ったときは、速やかに様式第 1 により財務部長に報告しなければならない。

（審議）

第 7 条 財務部長は、前条の報告その他によって不正業者を知ったときは、入札参加停止の適否及び期間について、その都度豊橋市建設工事審査会、豊橋市物品調達審査会又は豊橋市委託業務審査会（以下「審査会」という。）の審議に付すものとする。

（入札参加停止の通知）

第 8 条 市長は、入札参加停止を行い、入札参加停止の期間を変更し又は入札参加停止を解除したとき（以下「入札参加停止等」という。）は、様式第 2、様式第 3 又は様式第 4 により当該登録業者に通知するものとする。

- 2 財務部長は、前項の入札参加停止等を行ったときは、様式第 5 により関係部課長に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第 9 条 関係課長等は、入札参加停止の期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を受けたときはこの限りではない。

（下請負等の禁止）

第 10 条 関係課長等は、入札参加停止の期間中の登録業者が工事請負契約等について下請負し、又は受託することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第 11 条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(雑則)

第 12 条 この要領の解釈及び運用は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」を基本とするものとし、解釈及び運用に疑義が生じたときは、審査会においてこれを決定する。

第 13 条 この要領に定めのない事項については、審査会の審議を経て市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 豊橋市建設工事請負業者等指名停止基準（昭和 60 年 3 月 30 日決裁）は廃止する。ただし、この要領施行の際、現に登録業者が豊橋市建設工事請負業者等指名停止基準により処分決定されているものについては、この要領による処分決定とみなす。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 10 月 20 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の要領の規定による下請負の取扱いについては、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 19 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 工事請負契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格報告書、入札参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 か月
(粗雑工事等)	
2 工事請負契約等の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。	3 か月以上 12 か月以内
(2) 契約の履行に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して適当でないと指摘された者。ただし、契約不適合が軽微であると認められるときを除く。	1 か月以上 9 か月以内
(契約違反)	
3 前2項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、契約の履行に当たり、契約に違反し、信頼関係を明らかに損なわせ、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 受注者の責めに帰す理由により、契約を解除された者	3 か月以上 12 か月以内
(2) 請負工事又は業務の一部を無届けで第三者に請け負わせた者	1 か月以上 3 か月以内
(3) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められた者	1 か月以上 12 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
4 工事請負契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせた者	3 か月以上 12 か月以内
(2) 負傷者を生じさせた者	1 か月以上 6 か月以内
(3) 損害を与えた者	1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者等の事故)	
5 工事請負契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者等に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせた者	1 か月以上 6 か月以内
(2) 負傷者を生じさせた者	1 か月以上 3 か月以内
(準用)	

措 置 要 件	期 間
6 第2項第1号及び第2号並びに前2項の規定は、本市契約以外の工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約について適用することができる。 (贈賄) 7 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が贈賄の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市職員に対するもの (2) 本市職員を除く愛知県内の公共機関の職員に対するもの (3) 愛知県外の公共機関の職員に対するもの (独占禁止法違反行為) 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、同法違反容疑で公正取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 (1) 本市契約に関するもの (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの (3) 愛知県外におけるもの (談合) 9 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が刑法（談合又は公契約関係競売等妨害）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの (3) 愛知県外におけるもの (建設業法その他の業務関連法令違反行為) 10 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が建設業法その他の業務に関連する法令違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの (2) (1)以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 24 か月 12 か月 6 か月 当該事実を知った日から 12 か月 6 か月 3 か月 逮捕又は公訴を知った日から 12 か月 6 か月 3 か月 逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上 12 か月以内 1 か月以上 12 か月以内

措 置 要 件	期 間
11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの (2) (1)以外のもの (不正又は不誠実な行為) 12 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。 13 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等（登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。））が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。 (その他) 14 第8項第3号、第9項第3号、第10項第2号及び第11項第2号の規定にかかわらず、特に市長が必要と認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。	行政処分を知った日から 2か月以上6か月以内 1か月以上6か月以内 当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 当該認定をした日から 1か月以上12か月以内